

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

東久留米市立小山小学校
校長 山本 若美

第1 はじめに

教育は、児童一人一人が人格の完成を目指し、個人として自立し、それぞれの個性を伸ばし、国家及び社会の形成者としての資質を育成するとともに、その可能性を開花させることが目的である。したがって、学校は、あらゆる場面において児童に感動を与え、児童が将来への夢と希望にあふれ、意欲・気力・活力に満ちた場でなければならない。

しかし、いじめを背景として子供が自らの命を絶つという痛ましい出来事が発生している。そして当該校の対応に対し、関係する保護者だけでなく他の保護者などから学校に対する不信の声が報道等を通じ大きくあがっている。このことは、極めて残念であり深刻に受け止めていかなくてはならない。

文部科学省は、いじめ対策を総合的に推進し、もって児童・生徒等の権利利益の擁護並びにその健全な心身の成長及び人格の形成に資することを目的として、いじめ防止対策推進法を策定した。法が制定・施行されたことを受け、学校では、教職員一人一人が一層の高い問題意識を保ち、法の趣旨を踏まえた総合的な対策を講じていくことが不可欠である。

第2 いじめの定義

「いじめ」を「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍しているなど当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」とする。

第3 いじめ対策の基本方針

- (1) いじめは、いじめを受けた児童の心に深い傷を残すものであり、いじめはどの学校でもどの学級でも起こり得るという認識の下、個々の教員の鋭敏な人権感覚と的確な指導力を高めるとともに、日常的に未然防止に取り組む。
- (2) いじめを把握した場合には、速やかな解決に向けて、全校体制で迅速に取り組む。
- (3) 児童の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として取り組む。
- (4) いじめを「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対応」の4つの段階で考え、それぞれの段階に応じて取り組む。

第4 いじめ対策の柱

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
- (2) 学校いじめ対策委員会の実施および生活指導連絡会の充実
- (3) いじめに関する教員研修の充実（年間3回の校内研修）
- (4) いじめ実態調査の実施（各学期1回）
- (5) スクールカウンセラーによる児童の個人面接の実施（5年生対象・1学期実施）
- (6) いじめに関する授業の実施（年間3回）

第5 具体的な取組

(1) 未然防止

①子供たちにとって分かる授業、子供たち同士が話し合い、学び合う授業などを通して、子供同士が互いの良さを認め合えるようにする。

②いじめ防止対策委員会を設置し、定期的に会議を実施し、いじめ防止に対する具体的なマニュアルの作成や見直し、いじめ防止のための年間の取り組みを推進する。

ア いじめ対策委員会において、児童アンケート（必要に応じて保護者向けも）作成・分析し、いじめの早期発見・早期対応を図る。

③特別支援教育コーディネーターやスクールカウンセラー（ＳＣ）を中心とした教育相談体制を充実させ、重大事態とならないような体制を構築する。

ア 好ましい人間関係の構築を図ると共に、校内教育相談体制・支援体制を強化し教育相談や教育支援機能を充実させるために、学期毎特別支援教育校内委員会を開催しながら特別支援教育コーディネーターを中心に、ＳＣと連携し、教師全員のカウンセリングマインドの向上をめざし、児童や保護者の悩み等の早期発見・早期対応を図る。

④児童理解の充実

ア 児童と接する機会を多くもち、話を聞き、思いを理解しながら、生徒の良さや個性を伸ばす努力をする共に、道徳の時間を中心として全教育活動において、基本的な生活習慣、規範意識、人間関係を築く力、社会参画への意欲や態度を育成し、現在及び将来における人間としての生き方について深く考えさせる。

イ 児童に学校生活の秩序を保つことの意義を理解させると共に、コミュニケーション能力、社会性や自尊感情、達成感、自己有用感の育成のために、所属感のある学級作りを工夫させる。また、問題行動の指導に当たっては、「焦らず、あきらめず、侮らず、見逃さず」を常に意識し、きめ細やかに愛情をもって指導させる。

ウ 人と関わる体験的な学習を組織的・系統的に行うと共に、将来の生き方を見据え、「人間関係形成能力」「情報活用能力」「将来設計能力」「自己決定力」等の育成を図る。

⑤保護者や地域社会との連携

ア 保護者会、学校評議員会等で学校での取り組みを説明し、保護者や地域の方々の理解・協力を仰ぎ、いじめ防止に努める。また、学校だよりやホームページ等を活用し、広く地域社会にいじめ防止の取り組みを理解していただく。

(2) 早期発見・早期対応

①いじめられた児童への対応

ア 事実確認後、いじめと確認された場合は、校長の指示を受け、生活指導主任を中心とした特別委員会を設置し、児童から個別の聞き取り等を実施し、早急に対応させ、重大事態とならないよう対処する。

イ 人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、親身な指導、悩みを受け止め

支える指導を実践するとともに、指導の記録を確実に残す。

ウ 保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないための体制について説明し理解を得る努力をする。

エ いじめられた児童を守るために、全教職員に事実について報告し、全教職員でサポートチームを構築し必要に応じ送り迎え等を実施し、解決に向けた支援を行う。

オ 養護教諭やスクールカウンセラー及び医師と連携し、メンタルヘルス・ケア等を行い、自信や存在感をもたせる場の提供を行う。

カ 緊急避難として欠席した場合には、学習を補償するためのプログラムを作成する。

キ 家庭訪問の実施等を行い、児童に安心感をもたせる。

ク 教育委員会に事実関係を報告する。

② いじめた児童への対応

ア 事実確認を行いいじめは許さないという毅然とした指導及び、継続的に指導をし、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。

イ いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。

ウ 家庭に連絡し、指導経過の報告をするとともに、家庭での様子を確認し今後の指導に活かす。

(3) 重大事態発生時

① 重大事態とは

ア 児童が自殺を企図した場合

イ 児童に精神性の疾患が発生した場合

ウ 児童が身体に重大な障害をあった場合

エ 児童が金銭を奪い取られた場合

オ 児童が相当期間の欠席（30日以上）、転学をした場合。

② 重大事態の報告

ア 重大事態が発生した際は、教育委員会に迅速に報告する。

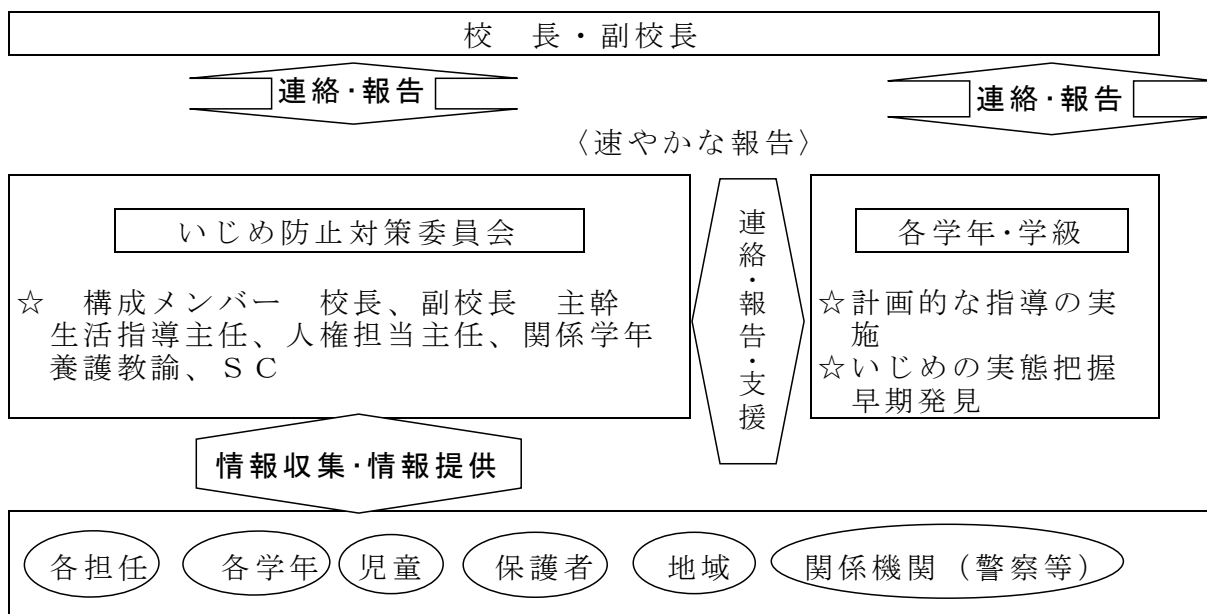
③ 重大事態の調査

ア 重大事態が生じた場合は、弁護士、精神科医、SC、スクールソーシャルワーカー（SSW）等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け調査する。

イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童及び保護者に対し聞き取りおよびアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されないことがないよう配慮する。

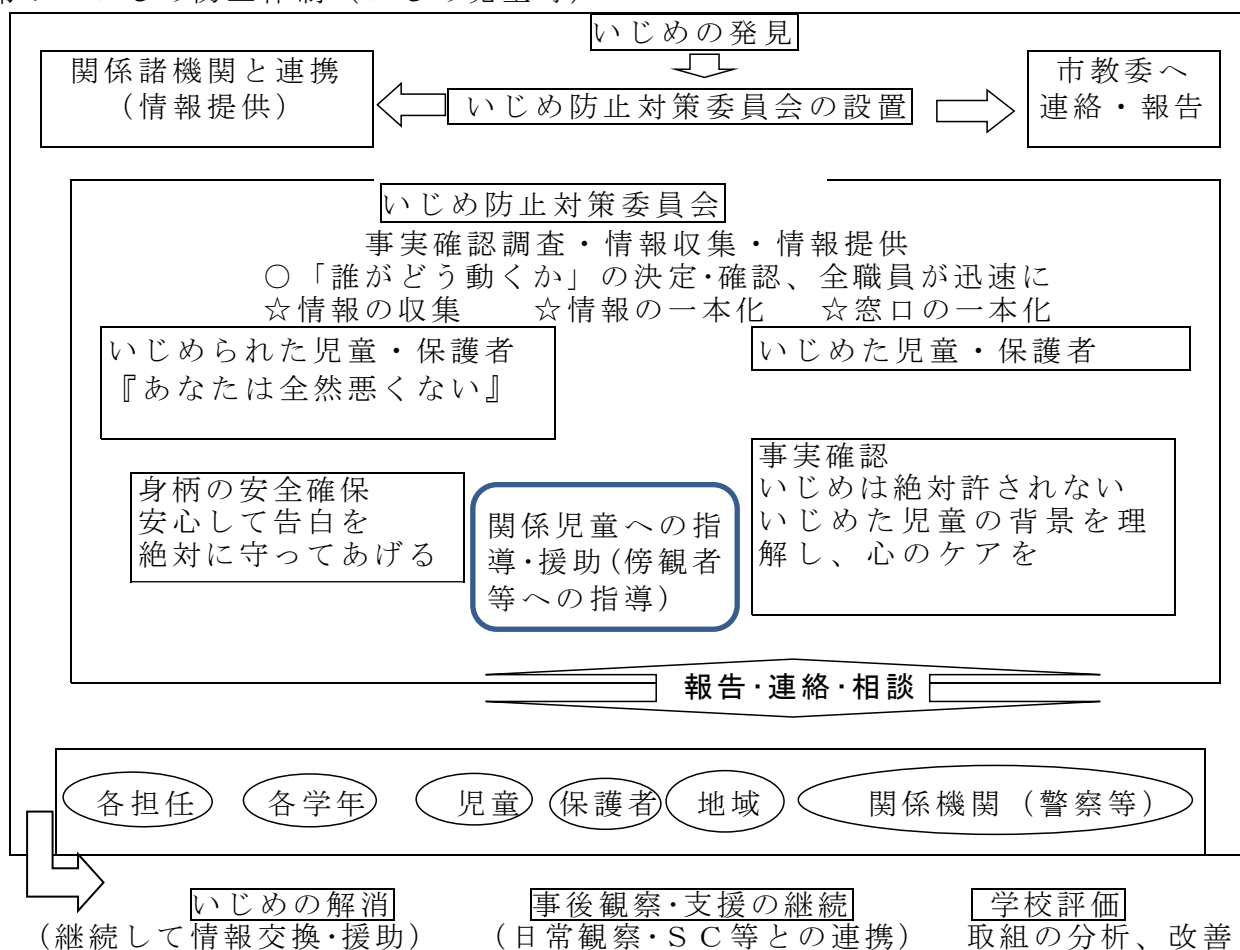
ウ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。

第6 いじめ防止体制（平常時）

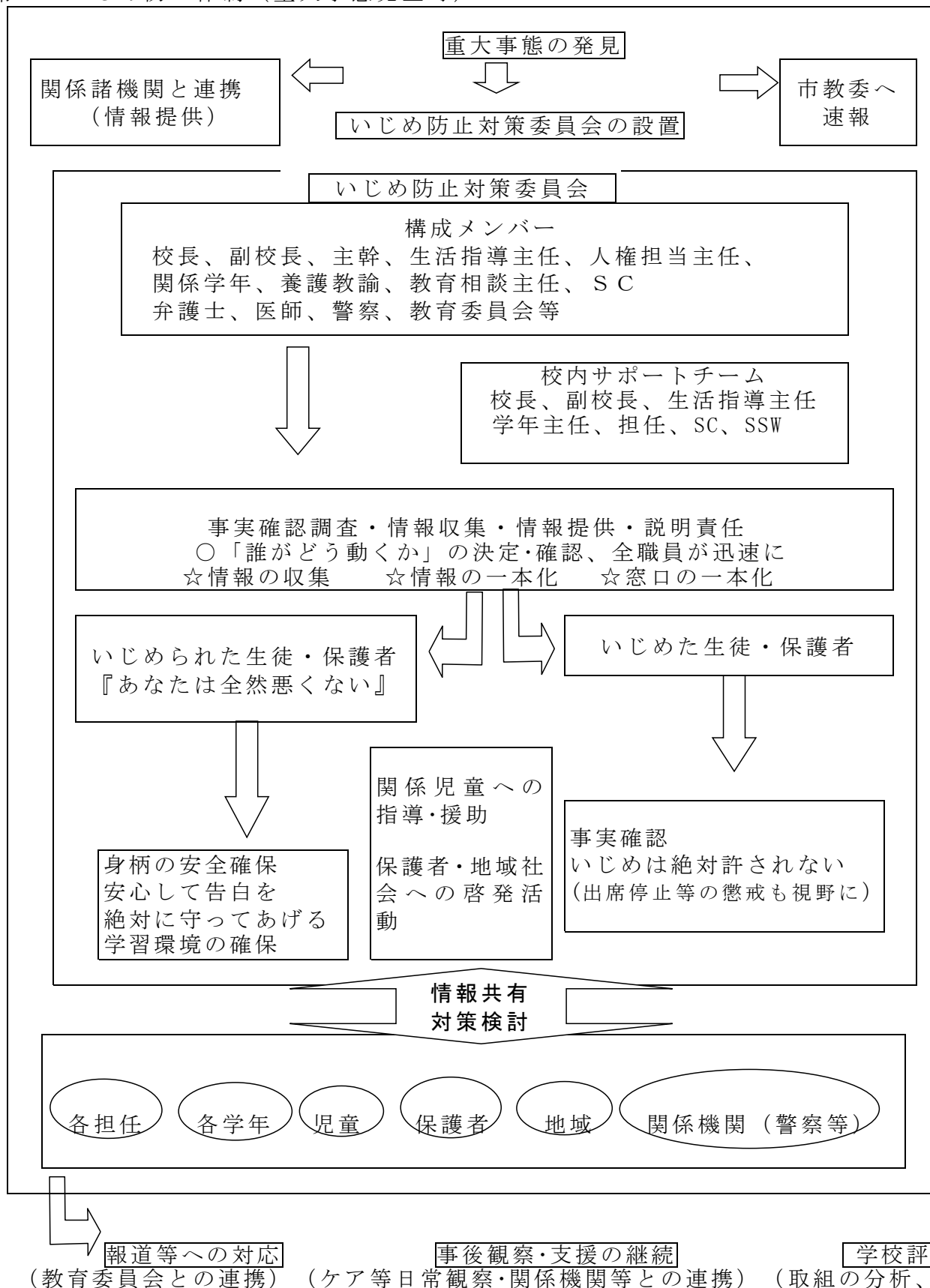


※ 「いじめ防止対策委員会」を組織し、いじめ防止のための年間指導計画を学校全体で組織する。また、同委員会が保護者や関係諸機関の窓口となり、日頃から協力体制を構築しておく。

第7 いじめ防止体制（いじめ発生時）



第8 いじめ防止体制（重大事態発生時）



重大事態が発覚した時点で、緊急いじめ問題対策協議会を立ち上げ組織的に対応する。同時に、校内にサポートチームを立ち上げ、一般児童等のメンタルヘルス・ケア等を行い、不安を解消させる。